



高齢者の方への 補聴器の購入費用の一部を補助します

〇目的

難聴や加齢等により聴力機能が低下し、日常生活を営むことに支障がある高齢者の方に対し、高齢者の社会参加及び地域交流を促進するために補聴器の購入費用の一部を補助します。

〇補助対象者（以下のすべての要件を満たす方）

- ①奈良市内に住所を有する65歳以上の方
- ②市民税非課税世帯又は生活保護法による被保護世帯の方
- ③聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方
- ④耳鼻咽喉科の医師の診断を受け、難聴による補聴器の使用が必要であると診断された方
- ⑤過去に補聴器購入の補助を受けたことがない方

〇補助内容

25,000円を上限として、1人1回限り補助します

- ※1 診療情報提供書に基づいた左右いずれかの補聴器1台（付属品、集音器は対象外）
- ※2 故障、修理、メンテナンス等の費用は対象外
- ※3 受診料、検査料、診療情報提供書の作成費用等は自己負担となります。

〇申請書類（＊購入前に申請）

□奈良市高齢者補聴器購入費補助金交付申請書 ※1

☛長寿福祉課窓口又は各出張所等で配布（市ホームページからもダウンロード可）

※1 申請者と対象者が異なる場合、委任状が必要

□「補聴器適合に関する診療情報提供書(2018)」の写しまたは

「聴力検査結果を添えた診療情報提供書」の写し（書類内に補聴器が必要であることの記載が必要）

□認定補聴器専門店又は補聴器取扱店等が作成した補聴器の見積書（コピー可）

☛申請前の購入は対象外になります。ただし、**令和7年4月1日から令和7年6月30日まで**に、補聴器を既に購入された方については、「見積書」の代わりに「**領収書（コピー可）**」の提出をお願いします。

〇補聴器購入後の提出書類

□奈良市高齢者補聴器購入費補助金請求書（市ホームページからダウンロード可）

□奈良市高齢者補聴器購入費補助金交付決定通知書の写し

□補聴器購入の領収書（コピー可）

□相手方登録申請書〔振込口座登録用紙〕

☛長寿福祉課窓口又は各出張所等で配布（市ホームページからもダウンロード可）

交付決定通知書の決定日から3か月以内に補聴器を購入した後に請求してください。

申請から交付までの流れは[裏面](#)をご覧ください

申請から交付までの流れ

受診・補聴器見積書の入手・申請

①申請書の入手

市役所長寿福祉課窓口又は各出張所等で申請書をお渡しします。
※市ホームページからもダウンロードできます。

②医療機関（耳鼻咽喉科）の受診

医師に補聴器の使用が必要と認められた場合は、補聴器購入に係る「診療情報提供書」の作成依頼をしてください。

※受診料、検査料、診療情報提供書の作成費用等は自己負担となります。



③認定補聴器専門店又は補聴器取扱店等へ訪問

診療情報提供書に基づいた補聴器の見積書を入手してください。



④市役所長寿福祉課へ申請書類一式を提出

申請書類については「表面」申請書類（＊購入前に申請）をご確認ください。

※郵送でも申請をお受けしますが、不備等がある場合はご連絡します。

⑤審査・決定

審査後、長寿福祉課より「交付決定通知書（又は交付不決定通知書）」を郵送します。

購入

⑥購入



交付決定通知書が届き次第、見積書の発行依頼をした認定補聴器専門店又は補聴器取扱店等にて補聴器を購入してください（※見積書と異なる補聴器を購入された場合は対象外となります）。

ただし、補聴器購入時までに著しく聴力が低下し、他の補聴器が必要となった場合は再度、医療機関受診の上、診療情報提供書に基づいて購入してください。その場合は、請求時に改めて取得した診療情報提供書の写しの提出をお願いします。



請求・交付

⑦請求

交付決定通知書に記載された決定日から3ヶ月以内に補聴器を購入した後に提出してください。提出書類は、「表面」補聴器購入後の提出書類をご確認ください。

⑧交付

指定された口座に補助金をお振込みします。

【お問い合わせ・送付先】

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市福祉部長寿福祉課

☎0742-34-5439（平日 午前9時～午後5時まで）